

## 近世、因伯における狐つき、

### 狐持ちの俗信

森 納

山陰には古く江戸時代初期より狐に関する俗信が強くは  
びこり、殊に狐つき、狐持ちに関する迷信は根強く近年に  
至るまで庶民の間に信じられていた。

「狐つき」とは、本人か、家族に病氣や、何かの不幸が  
あつた時、自分には狐がついているという自己暗示による  
等心因性の精神として、時には家族や祈禱師の暗示、誘導  
によって応反性精神病として妄想、幻覚が起こり狐の動  
作、行動をとるものであるが、その他に一般の内因性の精  
神病や、発熱、中毒等の症状にもとづく精神異常もその地  
域の状況によって狐つきとされた。

「狐持ち」とは、その家、家筋に七十五匹の狐を代々飼  
つていて、結婚、分家等によってまた七十五匹の狐がつい  
て行き、この狐はその家に利益をもたらしたり、他の家に  
害を与えるという俗信で、一般社会より狐持ちを疎外し

た。狐つき、狐持ちともに祈禱師の介在が重大な要素を持  
つている。因幡、伯耆、出雲地方のこの俗信の発生には、  
出雲藩主の歴代の稲荷信仰と、伯耆大山での山岳密教とし  
ての修験者の活動がある。この大山の山伏たちは大山の守  
護神である下山神社の白狐崇拜を利用し、修験活動を行  
い、この地方の狐迷信を助長させた。狐持ちとされた家は  
その地域で、比較的新しい外来者か、新興勢力であつたり  
して古い在来者との対立も多い。因伯での狐迷信の狐につ  
いてその呼称は文書では人狐、野狐、とうびよう狐、外  
道、小狐と書かれているが、一般には狐つき、狐持ち、と  
うびよう、または単にきつねと呼ばれていた。その狐は空  
想上の動物を指したり、狐、狸、いたちの類を指した場合  
もあるが、一般的には雌のいたちを指していたという。

「正徳五年（二七一五）未四月二十八日、会見郡古川村徳  
兵衛、同妻、右者狐持にて村中の者につき、難儀仕る内、  
善介と申す者につき、善介申し候は氏神へ祈申すべき由、  
徳兵衛に申し候ところ今もって打置き候段、不屈きにて徳  
兵衛儀追立て申さず候はば、一村絶やし、取殺し申すべき  
申す由につき村中として徳兵衛夫婦御追放願ひ奉り候。こ

れより伯州一國御追放仰せ付けられ候事」。とあり因伯の狐つき騒動は正保、享保以前よりあったと考えられる。

この狐持ち迷信に出雲の山根与右衛門は『出雲国内人狐物語』（一七八六）を書き、伯耆の医師、陶山簸南（由記）は『伯州、雲州、人狐弁惑談』を著して庶民を啓蒙した。

近世、因伯の狐つき、狐持ちの資料として、鳥取藩の在方諸事控と郷土史家、萩原直正文庫がある。その多くは文化十二年より天保十二年の二十六年間で、約八十件の狐つき騒動に関するものである。町方、大山領での資料は殆ど残されていないので、一年間に数件から約十件の狐つき騒動があったとみられる。狐つきは山陰一般に認められた現象であるが、資料では因幡地区に多い。しかし狐持ち俗信は伯耆、出雲に多く、それらは文書に資料として残されていない。

出雲広瀬藩では当初狐持ち家、家族の焼打ち、死罪等の極刑も行われていた。

鳥取藩は藩政初期には狐つき、狐持ち騒動には、本人或は夫婦を国外追放という厳しい処分としたが、藩政中期よりは狐追放、または祈禱料の支給等の軽い処分としてい

る。その理由は狐つき本人、または家族の追放による田畑の荒廃、狐騒動による農作業への障害を避けたためである。そのためか弘化、嘉永以降の資料は残されていない。ただ明治新政府になって中央から新しく来た施政官は、この地方の余りにも甚しい狐迷信による弊害に驚き、狐持ち迷信の排除に努めた。

狐もち迷信禁止令（鳥取県史 近代資料）「因伯兩國ノ内、往々何（イツ）ノ頃ヨリカ狐孫、狐持ナドト名目ヲ付ケ、其家ヲ別種ノ様ニ心得、各之ヲ嫌ヒ、其家筋トハ嫁娶ヲナサズ、若之ヲ用ヒズンテ縁組等致ス者ハ、諸親類付合ヲモ為ザル等ノ俗習有レ之、甚愚昧頑固ノ弊ノミナラズ、此風俗愈行レ候テ、大ニ人民ノ富殖ヲ害シ、謂レナキ冤名ヲ蒙シムルノ大悪弊ナレバ、速ニ禁止スベキ事ナリ……中略……右之通管内無<sub>レ</sub>洩令布告候条、神職山伏并法華ノ徒、右等ノ説ハ固ヨリ狐崇（ツキ）又ハ狐寄狐下シナド、無謂説ヲ唱ヘ下民ヲ惑シ候義嚴禁タルベシ。若相犯シ右等ノ所業致スニ於テハ可<sub>レ</sub>処<sub>ニ</sub>罪科<sub>一</sub>候事」

明治六年五月九日 鳥取県権参事 河野 通

（鳥取・開業）